

高教組速報

2017年度 第2号

2017年4月21日

長崎高教組 長崎市中川2丁目2-5 TEL(095)827-5882

文責 馬場 隆

人事院が退職給付額についての調査結果と見解を発表

官民の差は78万1千円 「見直しを行うことが適切」との見解を表明

4月19日、人事院は国公労連とともに公務労組連絡会に対し、退職給付制度の調査結果と人事院の見解を示しました。その内容は以下のとおりです。

○退職一時金と企業年金(使用者拠出分)を合わせた退職給付額での官民比較は、民間 24,596千円(退職一時金 10,061千円 企業年金 14,535千円)、公務 25,377千円(退職手当 23,141千円 共済年金給付企業年金相当分 2,236千円)で、781千円(3.08%)公務が上回る。

○官民均衡の観点から、上記の比較結果に基づき、退職給付水準について見直しを行うことが適切。

労働基本権制約の代償措置機関として 役割を果たしていない人事院

4月12日に行われた人事院との折衝で、公務労組連絡会は、「給与制度の総合的見直し」によって退職時の基本賃金が引き下げられたことで、5年前の減額以降でもさらに退職金が減額になっていること、年金の給付の削減や年金支給開始年齢の引き上げなどで、退職後の生活がいっそうきびしさを増していることを踏まえるのが、労働基本権制約の代償機関の果たすべき役割だとして、「退職給付見直しの必要なし」という見解表明を行うことを人事院に求めていました。

19日の人事院の説明の際には、「民間労働者の場合は、退職後に雇用保険の受給権が発生するが、公務労働者には適用されない。そのことも退職給付の官民比較に加味されているのか」

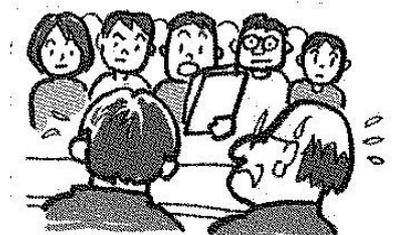
と追及しましたが、人事院は「民間と公務を比較して同様となるものだけを比較対象としたため、雇用保険については、考慮していない」と回答しています。このように、公務労組の要求に十分な配慮を行わない現在の人事院は、公務員の労働基本権制約の代償機関としての役割を果たしていないと言わざるをえません。

退職手当引き下げ反対の署名など 政府に対すとりくみを強めよう

人事院の調査結果と見解の公表を受けて、今後は政府・内閣人事局とのたたかいとなります。政府が退職給付の見直しの具体化方針を示す時期は夏季闘争と重なると想定されます。

公務労組連絡会は、5月の連休明けから全体で20万筆を目標に、政府に対し「退職手当の引き下げに反対する署名」をとりくむことを計画しています。この署名は「7・21中央行動」における提出をめざし、人事院勧告にむけた要求署名とともにすすめられます。

5年前のように、国家公務員の退職手当が引き下げられ、地方公務員にも波及するということ阻止するために、署名のとりくみをはじめとして、「退職手当引き下げ反対！」の声を強めましょう。



労働条件を改善させるのは団結の力で 教職員の要求実現のためにあなたも高教組へ